

## 令和5年度（2023年度）試験研究成果

課題番号：R5-05

課題名：集落営農法人就業者が農閑期に所得を確保する手法の検証

研究期間：令和3～令和5年度（2021～2023年度）

研究担当：農林業技術部 経営高度化研究室

## 1 研究の目的

## (1) 背景・目的

本県の集落営農法人（以下、法人）は主に水稻主体のため繁閑差が大きく、周年雇用創出や人件費確保に苦慮している。そこで、農閑期<sup>1)</sup>を活用して法人の周年雇用創出と法人就業者（以下、就業者）の所得向上を実現する取組手法（以下、農閑期の所得確保）について検討する。

## (2) 到達目標

法人における農閑期の所得確保の事業スキームや課題等を明らかにし、実施上のポイントや留意点を整理する。

## 2 成果の概要

## (1) 農閑期の所得確保に対するニーズ

農閑期の所得確保は、今後雇用を導入する法人から需要がある（表1）。就業者は「作業受託」で「20万円程度の収入」が得られる取組を求めている（図1, 2）。副業でも農作業に類する仕事内容を希望する就業者が多いと推測できる。

## (2) 農閑期の所得確保の取組方法

農閑期の所得確保の取組方法と導入条件を整理した（図3）。

## ア 就業者の副業自営農業

農閑期でも農業が行える地域では、就業者が就業時間以外を利用して自営農業を行うことで所得を確保できる。就業者が自営部門の作業を計画的に行える体制づくりと法人所有資源の活用がポイント（表2）。

## イ 他の経営体との連携による作業確保

農閑期に農業を行うことが難しい地域では、就業者が他の経営体への在籍型出向を行うことで農閑期の所得を確保できる。一定期間取組を継続することや、事前に就業者の意向を確認することが必要。出向先は、法人の事業や仕事内容と関連のある業種が望ましい（図4）。

## (3) 常時雇用の導入が難しい法人における労働力確保の取組ポイント

## ア 常時雇用の導入が難しい法人の属性

「常時雇用の導入予定がない」法人は全体の3/4を占め、「売上2500万円未満、経営面積40ha未満」の階層に集中している。常時雇用が導入できない理由は「給料が払えない」ことで、その不足額は「60万円以上」である。これらの法人が農閑期の所得確保により雇用導入を実現することは難しいと考えられるため、「集落営農法人連合体<sup>2)</sup>による常時雇用の導入」や「常時雇用以外の労働力確保手法」等について検討する必要がある。

## イ 常時雇用以外の労働力確保手法（非構成員の臨時雇用）

地域の自営就農者を臨時雇用し労働力を確保するもの。自営部門に影響が出ないよう配慮することや、法人と自営就農者が良好な関係を

築くことがポイント。農閑期の所得確保を行っても常時雇用の導入が難しい法人でも、本スキームを活用すれば労働力を確保できる。

### 3 成果の活用

県内の法人に成果情報を提供し、法人の周年雇用創出と就業者の所得向上に向けた取組を推進する。また、県内の支援機関と成果情報を共有し、取組推進に向けた今後の支援策等について検討する。

脚注 1) 本資料の「農閑期」とは、水稻主体法人の農閑期である冬期(12~2月頃)のことをいう。  
2) 「集落営農法人連合体」とは、複数の集落営農法人が集まって新たに法人を設立し共同事業に取り組むことによって、所得や雇用の拡大を図る連携組織のこと。

### 4 主なデータ

表1 農閑期所得確保活用意向と常時雇用の関係 (%)

	法人の常時雇用の状況	法人の常時雇用の状況		
		雇用済	採用予定	募集中
農閑期の活用意向	活用したい	0	11	20
所得確保の活用意向	検討してもよい	18	44	40
活用意向	活用しない	82	44	40
	雇用したいが見込みが立たない	4		33

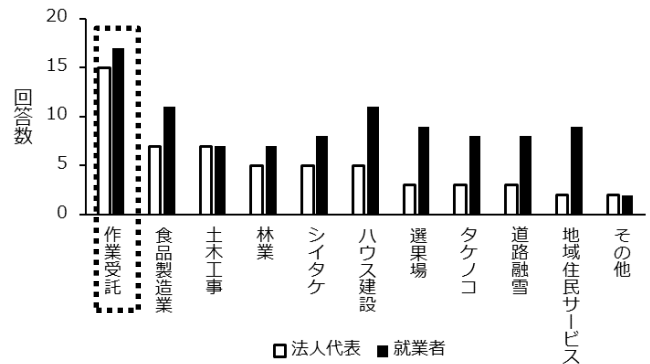


図1 農閑期の所得確保で希望する職種（複数選択）

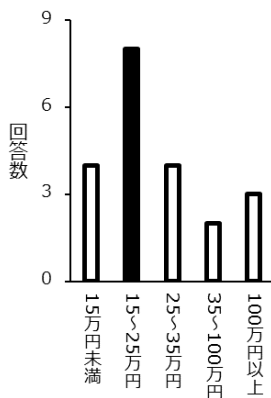


図2 就業者の副業収入希望額 (中央値 20万円)

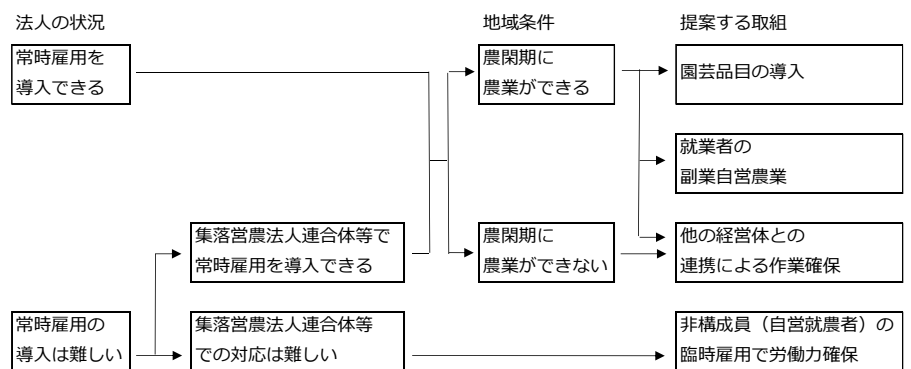


図3 農閑期の所得確保の活用条件の整理

表2 就業者の副業自営農業 取組のポイントと留意点

取組内容	法人就業者が就業時間以外を利用して自営農業を行う
就業規則整備	法人就業規則における副業規定に抵触しないよう、必要であれば見直しを行う ・副業に関する就業規則の作成については「モデル就業規則」参照（厚生労働省HP） 就業者が計画的に自営部門で営農できる体制を整える
作業時間の確保	・週休日の固定化 ・朝夕に作業できる勤務時間体系 ・自営部門の作業スケジュールへの配慮 等
取組の流れ	法人 農地・施設の確保
	地域の農地・施設・機械を就業者が活用できるよう支援する ・農地・施設や遊休機械に関する情報提供・所有者との仲介 等
	機械の確保
	法人所有資源を就業者が活用できるよう支援する
肥料・農薬購入	・法人所有農機を割安で貸出 ・肥料農薬を法人経由で購入することで大口割引適用
農作業実施	・中山間直支等を活用し就業者個人では難しい作業を割安で受託する 等
就業	自営部門の事故については法人の労災保険の対象外のため、
労災保険加入	就業者自身による対応が必要 (労災保険の特別加入等)

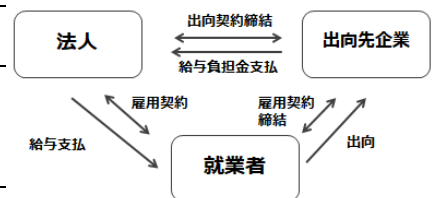


図4 他の経営体との連携による作業確保 (在籍型出向の活用)

# 集落営農法人就業者が農閑期に所得を確保する手法の検証

## 研究の背景

集落営農法人（以下、法人）

- 収益性が低く  
人件費確保に苦慮
- 繁閑差が大きく  
周年雇用創出に苦慮

集落営農法人就業者  
（以下、就業者）

- 給与水準が不十分と感じている

## 研究の目的

農閑期<sup>(1)</sup>に新しい仕事を創って  
就業者の所得確保を実現する  
（以下、農閑期の所得確保）

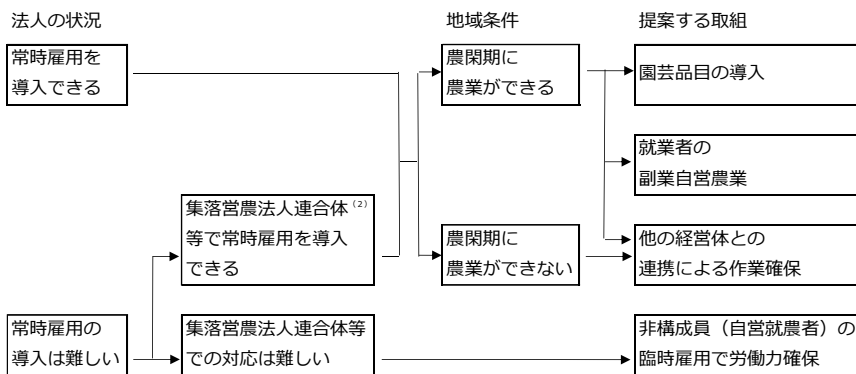
## 研究の内容

- 農閑期の所得確保に対するニーズ調査
- 農閑期の所得確保 実施事例調査

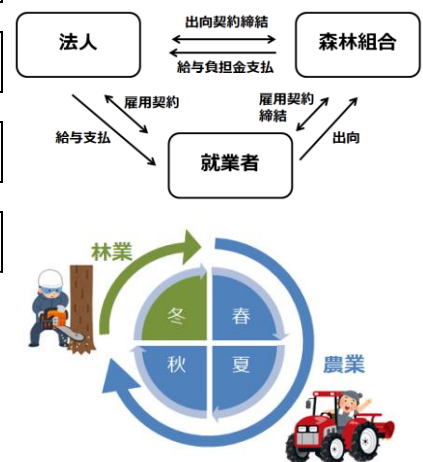
農閑期の所得確保の取組の提案

## 研究の成果

### 農閑期の所得確保の活用条件の整理



### 他の経営体との連携による作業確保の例 （森林組合との連携事例）



## 期待される効果

- 就業者は、農閑期を活用して所得向上を実現できる
- 法人は周年雇用が創出できるようになり、法人への常時雇用導入が促進される

## 成果の活用

法人に情報提供を行い、法人の周年雇用創出と就業者の所得向上に向けた取組を推進する。また、取組推進に必要な支援策等を検討するための資料として活用する。

脚注 1) 本資料の「農閑期」とは、水稻主体法人の農閑期である冬期(12~2月頃)のことをいう。  
2) 「集落営農法人連合体」とは、複数の集落営農法人が集まって新たに法人を設立し共同事業に取り組むことによって、所得や雇用の拡大を図る連携組織のこと。

# 令和3年度（2021年度）研究推進計画書

（変更年： 年度）

1 課題分類	1 未来を担う人材や中核経営体の確保・育成		
2 課題名	集落営農法人就業者が農閑期に所得を確保する手法の検証		
3 研究期間	R3～R5 (2021-2023)	4 希望予算区分	単県
5 担当研究室 協力研究室 共同研究機関	経営高度化研究室	6 要望提出機関	経営高度化研究室

## 7 研究の背景及び目的

### (1) 背景

- 経営基盤が零細で雇用を導入できない集落営農法人(以下、法人)がある。
- 雇用を導入する法人は増加傾向にあるが、給与原資の確保が課題となっている。特に、法人就業者(以下、就業者)のライフステージに応じた給与水準が確保されていないケースがある。
- 就業者の確保・定着に向けた待遇改善が期待されるが、法人の経営状況は厳しく実現は容易ではない。法人の既存事業以外の就労機会も活用し、就業者の待遇改善について柔軟に検討することが求められている。

### (2) 既往の成果

- 山口県における就業者の実態を整理し、労働の季節性があること、約半数の就業者が「給与水準は不十分」と感じていること等を解明している。(2018山口県農技セ)
- 新規就農者における法人への関わり方を「自営就農型」「半農半法人型」「法人雇用型」に分類し、取組内容や法人に与える効果等を整理している。(2018島根県農技セ)
- 集落営農法人連携組織(以下、連合体)による農外事業(GS、空き家改修・斡旋)への取組状況、効果、収益性を整理している。(2019島根県農技セ)

### (3) 残された問題点

- 就業者の所得向上に向けた具体的な手法についての検証は十分ではない。
- 法人および連合体が自ら農外事業に取組むのはハードルが高く、普及は容易ではない。

### (4) 目的

- 法人にとって取組みやすい就業者の所得確保手法について検討する。
- 就業者の労働の季節性に着目し、農閑期(注)に法人既存事業以外の就労機会を活用することを検討する(以下、農閑期の所得確保)。これらの取組が法人および就業者に与える影響や事業スキーム、課題等を明らかにし、未実施法人による導入の可能性を検討する。
- R3実施アンケート結果をふまえ、農閑期の所得確保導入が難しい法人の対応策について検討する。

### (5) 農林水産部の施策方向

- 「日本一の担い手支援策」を掲げ、新規就業者の確保・定着を進めている。  
(H29：445人/4年 ⇒ 2022：600人/5年)
- 連合体の設立をすすめており、その事業内容は様々なものが検討されている。  
(H27：6連合体 ⇒ 2022：24連合体)
- 国では、地域の複数の仕事を組み合わせ担い手を確保する取組を推進している。  
(特定地域づくり事業協同組合制度、総務省、県中山間地域づくり推進課)

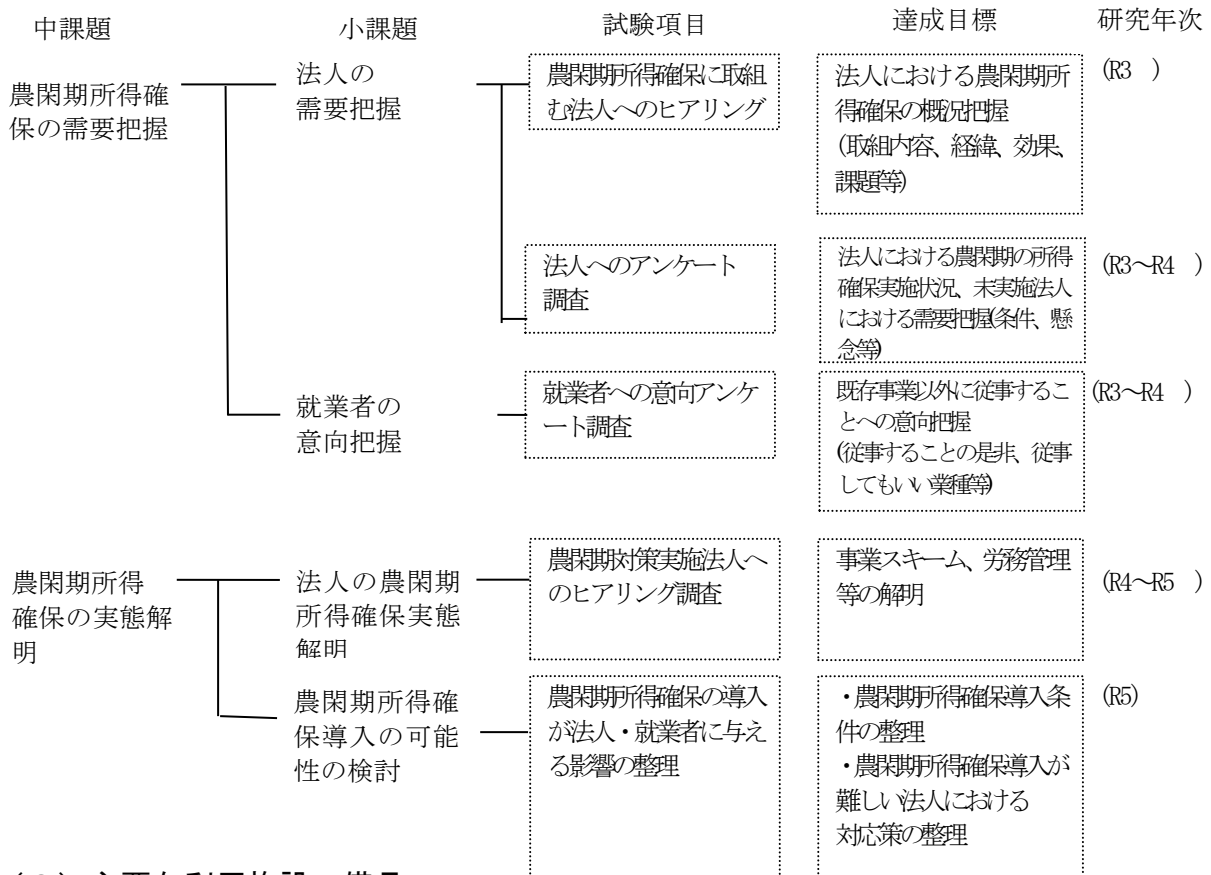
## 8 共同研究をする必要性

## 9 研究計画の内容

### (1) 概要

- 農閑期の所得確保に取り組む法人を調査し、実施状況を把握する。
- 法人における農閑期の所得確保について、実施状況、ニーズ、条件、課題等を解明する。
- 就業者に対し、既存事業以外の仕事に従事することへの意向を把握する。
- 農閑期の所得確保に取り組む法人を調査し、未実施法人における導入の可能性を検討する。
- 農閑期の所得確保導入が難しい法人の対応策について検討する。

## (2) 課題構成、達成目標及び研究年次



## (3) 主要な利用施設・備品

### 10 研究のポイント

- 各関係者の意見を幅広くきき、需要に即した取組手法を明らかにすることで、法人就業者の所得確保を実現できる。
- 就業者受入経営体の労力確保にもつながり、地域社会および県全体の産業振興に貢献できる。

### 11 普及に向けたスキーム

本研究の成果を報告書等で体系的に整理し、法人の集まる研修会等の機会を通じて法人および支援機関に提供していく。

(注)本課題の調査対象は主に水稻主体の法人を想定しており、本資料の「農閑期」は水稻主体の法人における農閑期である冬期(12~2月頃)のことをいう。